

こども基本法、こども家庭庁の誕生

非認知能力ってどういうこと？

懸念される子どもの睡眠

2. 乳幼児期の子どもに必要とされていること

# こども基本法の概要

## 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく**健やかに成長する**ことができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## 責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業主・国民の努力

## 白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定  
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

## 基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
  - ① 大綱の案を作成
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

## 附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

# 非認知能力・・・とは？

「ペリー就学前プロジェクト」(Heckman, James, et al. “Analyzing social experiments as implemented: A reexamination of the evidence from the HighScope Perry Preschool Program.” Quantitative economics 1.1 (2010): 1-46.)

非認知能力としては・・・

自分に対する認識...自己肯定感、やり抜く力、

意欲・集中力・やる気・忍耐力、粘り強さ

自制心、協調性、思いやり、

思考力、判断力

応用力、創造力、工夫する力、



# 子どもの生活リズム(睡眠)に注目！

日本では、赤ちゃんも就寝時間が遅い

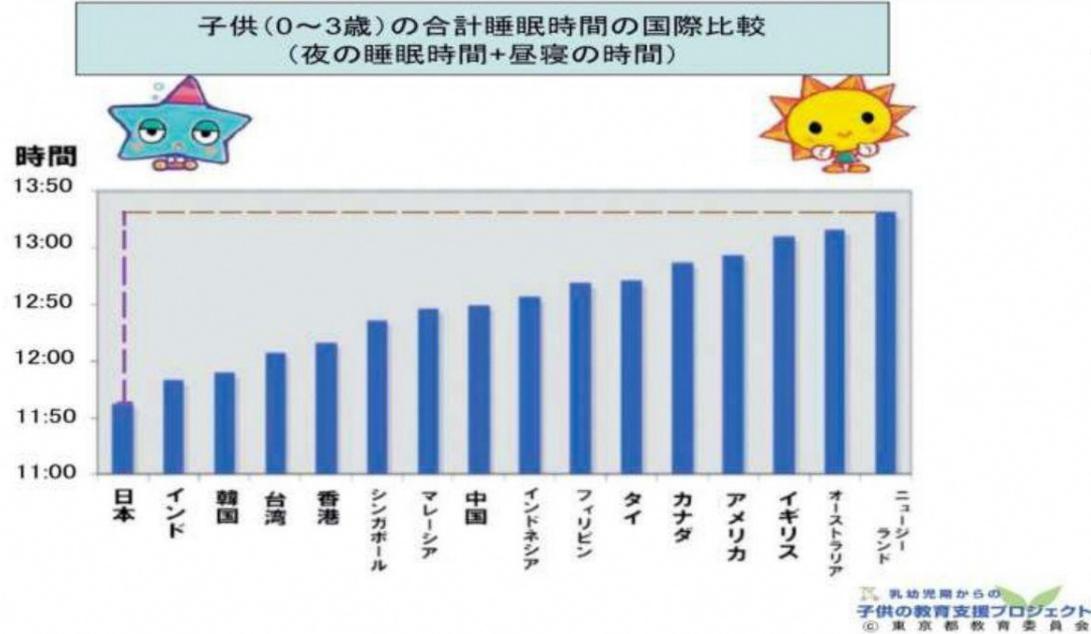


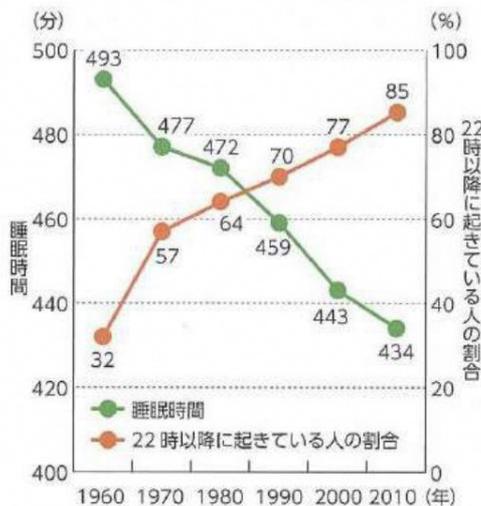
図3: Cross-cultural differences in infant and toddler sleep:

J. Mindell et al.

Sleep medicine Vol.11,2010

# 大人も子どもも遅寝になっていた

図4 日本人（10歳以上）の平日の睡眠時間と22時以降に起きている人の推移



NHK国民生活時間調査、総務省「社会生活基本調査」より作成

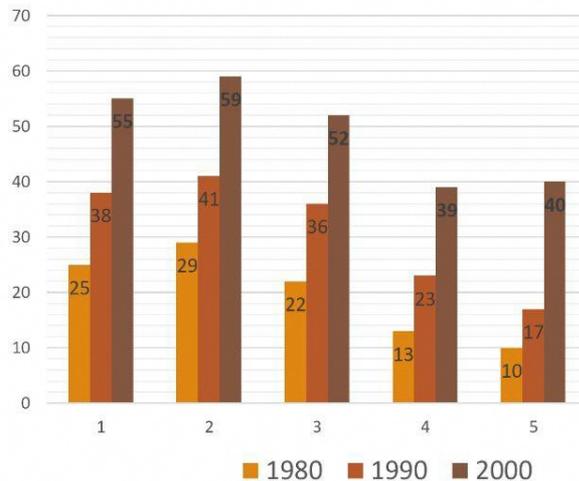


図5 夜10時以降に寝る幼児の割合  
「幼児健康度調査」日本小児保健協会

表1 必要と考えられている人間の年齢別の睡眠時間

年齢	必要な睡眠時間(時間)
新生児(0~3ヶ月)	(11-13) <b>14~17</b> (18-19)
乳児(4~11ヶ月)	(10-11) <b>12~15</b> (16-18)
幼児(1~2歳)	(9-10) <b>11~14</b> (15-16)
幼児期(3~5歳)	(8-9) <b>10~13</b> (14)
学童期(6~13歳)	(7-8) <b>9~11</b> (12)
ティーンエイジャー(14~17歳)	(7) <b>8~10</b> (11)
大人(18~25歳)	(6) <b>7~9</b> (10-11)
大人(26~64歳)	(6) <b>7~9</b> (10)
高齢者(65歳~)	(5-6) <b>7~8</b> (9)

(National Sleep Foundation in USA)2015

赤字: 推奨時間(Recommended Range)  
 ( )内: 限界範囲(May be Appropriate)

# 乳幼児期の日中の睡眠の発達

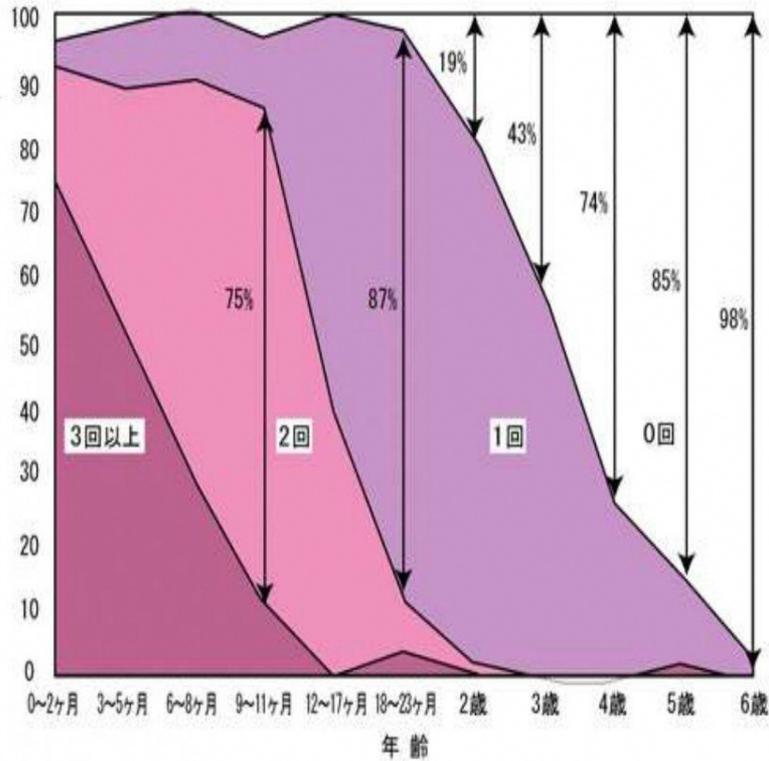


図6 2004 Sleep in America Poll

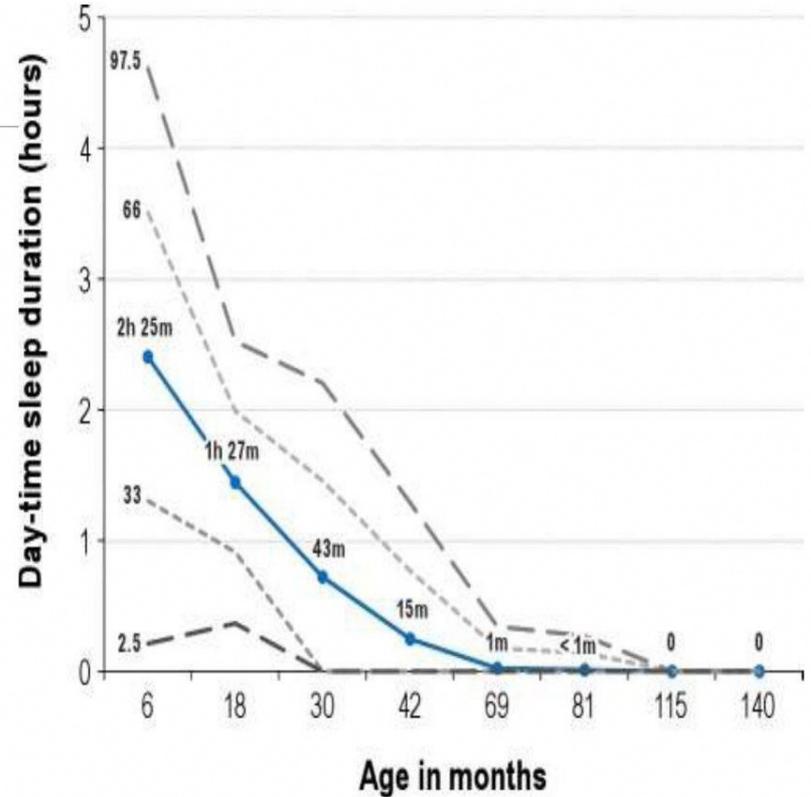


図7 平均昼寝時間と割合 (SD)

Blair PS, Humphreys JS, Gringras P, Taheri S, Scott N, Emond A, Henderson J, Fleming PJ. Childhood sleep duration and associated demographic characteristics in an English cohort. *Sleep*. 2012;35:353-60

調査 令和4年度 子ども・子育て支援調査研究事業  
 「幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項」等に関する調査より  
 保育教諭養成課程研究会

表2 幼保連携型認定こども園における午睡の実施状況(地域毎の比較)

		北海道 (N=117)	東北 (N=280)	関東 (N=277)	東海 (N=496)	近畿 (N=316)	中国 (N=152)	四国 (N=255)	九州 (N=303)	$\chi^2$	df	p
①卒園まですべての園児が午睡を行う	N	15	43	11	16	8	7	5	10	88.87	7	0.000
	%	12.8%	15.4%	4.0%	3.2%	2.5%	4.6%	2.0%	3.3%			
②決まった年齢で午睡をやめる	N	70	207	206	415	276	128	234	251			
	%	59.8%	73.9%	74.4%	83.7%	87.3%	84.2%	91.8%	82.8%			
③園児によって午睡をやめる時期が異なる	N	32	57	78	94	65	26	38	75			
	%	27.4%	20.4%	28.2%	19.0%	20.6%	17.1%	14.9%	24.8%			

表3 幼保連携型認定こども園における午睡の実施状況(園の由来による比較)

		幼稚園由来 (N=460)	保育所由来 (N=1123)	合計 (N=1583)	$\chi^2$	df	p
①卒園まですべての園児が午睡を行う	N	12	72	84	9.39	1	0.002
	%	2.6%	6.4%	5.3%			
②決まった年齢で午睡をやめる	N	319	953	1272	49.75	1	0.000
	%	69.3%	84.9%	80.4%			
③園児によって午睡をやめる時期が異なる	N	155	206	361	43.69	1	0.000
	%	33.7%	18.3%	22.8%			